

教皇庁とカタリ派

—南フランス異端問題への対応と対異端十字軍の思想—

藤崎 衛

はじめに

1. カタリ派の出現と教皇庁による異端認識
2. 対異端十字軍思想の正当性
3. 南フランスの異端への対応

結論と展望、

はじめに

1208年1月、教皇特使ピエール・ド・カステルノー(Pierre de Castelnau)がトゥールーズ伯の家臣と目される者に殺害され、翌年教皇インノケンティウス三世(Innocentius III)は南フランスの異端者に対して十字軍をさし向けた。いわゆるアルビジョア十字軍の開始である。

十字軍は本来、聖地奪回を目的としてイスラム教徒に戦いを挑むものであったが、アルビジョア十字軍が向けられた相手は南フランスの異端カタリ派である。彼らは異端とされる以上¹、キリスト教徒の中に含まれる者たちであるのだが、教皇庁がこれらキリスト教徒たちに対して武力を行使しようとしたのはなぜだろうか。この問い合わせるために、三つの作業が必要となるだろう。なぜ南フランスのカタリ派が武力行使の対象となったのかを明らかにすることが一つ。二つめは、アルビジョア十字軍という一つの軍事行動に結晶する対異端十字軍の正当性がどのような思想の流れのもとに導き出されたのかを検討すること。三つめは、ローマ教皇庁が南フランス地方のカタリ派に対してどのような態度を表明したのかを跡づけること。そこで本稿では、まず、教皇庁が根絶しようとした対象が他の異端ではなくカタリ派であったのはなぜかという理由を、主に教皇庁による異端認識という観点から考察する。次に、異端に対する武力行使の正当化がどのように導かれたのかということについて、思想上の変遷をたどる。そして最後に、南フランスのカタリ派に対する武力行使にいたるまでの、実際の教皇庁の対応を明らかにする。

カタリ派についてはこれまでの研究蓄積が実に膨大であるが、研究者たちの関心は、カタリ派の起源・系譜、またその教義・思想、あるいは南仏社会での位置づけ、それにアルビジョア十字軍のもたらした結果等にむけられてきた²。これらに加えて、以下においてアルビジョア十字軍に帰結するローマ教皇庁側の態度、思想の点検を試みるが、この試みによって、われわれは教皇庁による異端認識を含めたところの、より豊かなカタリ派像を得ることができよう。

1. カタリ派の出現と教皇庁による異端認識

古代における異端の特色は、神学的異論を主とする教義上の異端であったのに対して、中世、特に中世中期の異端の特色としては、民衆的運動を指摘できる。つまり異端というものが聖職者たちの神学的見解にとどまらず、民衆という広い支持基盤を得ていれば社会運動となったところが、古代と比較して顕著な点といえる。11世紀前半以降、西欧各地で異端は散発しており、当時の年代記作者たちが彼らをマニ教徒とよんでいたことからも推測できるように、この時期の異端は二元論の思想を有していたと考えられている。また結婚や肉食、洗礼などの拒否、キリストの受難や復活を否定するものもみられる³。11世紀の異端はその相貌が不鮮明であり、しかも異端相互の関連性はみいだしがたい。やがて11世紀後半のグレゴリウス改革による聖界刷新運動、また改革後の保守反動化を経て、12世紀に入ると異端運動は再び活発化することになる。

さて、ローマ教皇庁はグレゴリウス改革を経て12、13世紀にいたってその組織的発展を遂げた⁴。教皇を補佐し、ローマ教会を運営する集団としての枢機卿団(Kardinalkollegium)が形成され、枢機卿は教皇の代理たる教皇特使(legatus a latere)として各地に派遣された。また教皇令の作成、文書保管の役割を務めた尚書官(cancellarius)や財政を司った財務官(camerarius)もそれぞれの機能を担当するようになる。そして教皇庁そのものの機構整備とともに、全西欧レベルでのカトリック体制ともいるべき秩序が出現し、ローマ教皇を頂点とするヒエラルキーが形づくられる。ローマ教皇は普遍的裁治権者(iudex ordinarius omnium)として教皇裁治権を主張し、ここにテオクラシーとして知られる理論が洗練されてくる⁵。

中世中期に見いだされる民衆的異端運動はこのようなカトリック体制の整備が進みつつあった時期に重なっている。カタリ派もその一つに数え上げられる。12世紀に頻発し、反聖職者の主張をともなう宗教的清貧運動に便乗するかたちで、カタリ派はその普及を可能にすることことができた。現にカタリ派の現世否定の教えは非常に徹底していたのである。しかしながら、他の清貧運動とは異なる性格をカタリ派は備えていた。つまりカタリ派は教階制を整え、戒律、秘蹟をもっており、当時のカトリック教会に対する対抗教会の性格を帶びていたのである。1167年トゥールーズ近郊のサン・フェリックス・ド・カラマン(Saint-Félix de Caraman)でカタリ派の会議が開かれ、その際コンスタンティノープルのボゴミール派司教ニケタス(Nicétas)によって、それまで穏和派であった南フランスのカタリ派は絶対派に転向され、新たに南フランスの司教区が四つに定められた。これらの司教区はカトリックの司教区とほぼ一致し、全体的にみておおよそトゥールーズ伯領にあたる地域である。またこの時期にボゴミール派から継承したカタリ派の典礼が整備された。したがって、この会議は南フランスの地におけるカタリ派の伸張を象徴するものであったといえる⁶。

このようなカタリ派は、教皇庁にとっての異端概念の流れの中にどう位置づけられたのであろうか。ここで重要なことは、中世における異端概念において「不服従の異端」(Häresie des Ungehorsams)の出現である⁷。ただし出現とはいっても、ローマ・カトリック体制が構築される過程に照応して、教皇庁の異端概念が変容を蒙ったということである。グレゴリウス改革の理念が主として含んでいるものは、いうまでもなく教権の自律性、ローマの首位権、教権の俗権に対する優越である。聖界が俗人による支配から脱却すること、聖職者が俗世の悪しき慣習を捨て去ることがめざされて教会の浄化が主張されたのであるが、このような理念は同時に、異端に関する教皇庁の観念にも影響を与え

た⁸。

たとえば、グレゴリウス主義者たちは、聖職叙任権闘争における教皇グレゴリウス七世(Gregorius VII)の敵対者たる神聖ローマ皇帝ハインリヒ四世(Heinrich IV)を異端者とみなしている。それ以前にも、1059年に枢機卿ペトルス・ダミアニ(Petrus Damiani)は、のちのグレゴリウス七世ヒルデブラント宛ての書簡において、ローマ教会の特権を除こうとする者は「疑いの余地なく異端に陥る」と述べている⁹。

このように、教義面にもとづいて正統・異端の別が判定される以外に、首位権を持つローマ教会に、そして使徒ペテロから「つなぎ、解く力」を直接引き継いだ裁治権者たるローマ司教(教皇)に服従するか否かでも判定されたのである。ローマ教皇は霊的領域において世俗の君主に優越するという主張のもとでは、この主張にしたがわない君主が異端とされ得たし、キリスト教内部にあっても、ローマ教皇の権威を認めない者はローマの権威への不服従という態度において異端とされ得た¹⁰。グレゴリウス改革期にシモンニスト(simonist)が異端とされた理由もここにある。カタリ派の場合はどうであろうか。カタリ派は二神論の教義体系を築きあげ、旧約聖書の造物主を悪神とみなしていたことからも明らかのように、カトリックの教義との間に著しい差異をもっている。したがって教義面において異端とみなされ得るということは容易に推測できる。さらに彼らはカトリックの秘蹟を忌避し、コンソラメントゥム(consolamentum)などみずからの秘蹟を有していた。聖職者も教区もみずから整えていたため、教皇庁からみると、カタリ派はカトリック体制に従わない「不服従の異端」であったといえるだろう。

2. 対異端十字軍思想の正当性

異端についての教皇庁の認識を規定していたものの一つに教会法がある。12世紀は他の知的活動とともに、教会法が大きく発展する時期で、教皇の周辺にも法学の教育を受けた者たちが集まるようになる。教会法学の発展と教皇庁内の組織整備とは軌を一にしていたのである。この教会法の領域で戦争の正当化を導き出したのは1140年頃に編まれたグラティアヌス教令集(*Decretum Gratiani*)¹¹である。

さて、教会が異端に対して武力を向けることを認めるという思想は、どのようにして醸成され、実際に現実化されたのであろうか。このことを考察する際に、われわれはより詳細に問題を設定することが可能である。G. シカール(G. Sicard)は、教会にとって(1)戦争に正当性はあるのか、(2)義戦の条件は何か、(3)戦争の目的は何か、というように問題を整理している¹²。シカールは、グラティアヌス教令集の中で特に戦争の正当性に関する論じている事例二十三(*Causa XXIII*)を取り上げ、以下のようにこれらの問題に答えようとしている。グラティアヌスはまず、戦争に反対する論を展開する。それが基本的な態度ではある。しかし、やがてアウグスティヌス(Augustinus)が頻繁に引かれ、戦争そのものを否定するのではなく、略奪のための戦争を否定するという姿勢が表明される。戦争自体は罪ではなく、また寛容さは精神面に限られるのであって物理的行為においてではないというのが、グラティアヌスの結論である¹³。戦争はこのようにして正当とされるのであるが、では、義戦はどういう条件をもつのかというと、グラティアヌスはセヴィリアのイシドルス(Isidorus)、アウグスティヌス、アンブロシウス(Ambrosius)を引

きあいにして、勅令に従うため、財産を守るため、不正な者を鎮めるため、異邦人から祖国を守るために戦争を義戦とした。ただし、憎しみによる戦争、征服のための戦争は避けるべきとされた。そして戦争の目的は平和の確立である。「平和をもたらす戦争」についてアウグスティヌスは繰り返し言及しており、教会法学者たちはこの文句を継承している。以上のような説明は戦争一般についての正当化についてはあてはまるが、教会が関与する戦争の正当化について説明しているわけではない。まして異端に対しての戦争の正当化の説明にはなり得ない。そこで、教会がかかわる異端に対しての戦争の正当化について検討しなければなるまい。

ローマ帝国においてキリスト教が公認、国教化されて以来、教会と皇帝権が密接な関係を結ぶことになった。皇帝はキリスト教の教義の決定に関与したし、異端を弾圧することを帝国の義務と考えるようになり、異端に対して市民権の剥奪の措置もとられている。四世紀末の教父アウグスティヌスの態度は当初は異端に対して寛容であったのが、やがて正当な迫害を唱道するにいたっている。積極的な戦争は断罪されるべきであるが、必要な場合には戦争は正当なものであるという「義戦」(bellum iustum)の考えは、本来宗教的というよりむしろ道徳的なものであったのが、アウグスティヌスのドナトゥス派異端との戦いにおいて、宗教上の対立(キリスト教内における意見の相違)にも結びつけられた¹⁴。その際に、キリスト教がローマ帝国の内部に根を下ろしつつあることをもって、すなわち教会の物理的行使権(potestas)が強化されたことをもって、宗教的強制力が教会に帰せられると考えられたのである。こうして、アウグスティヌスが福音書中の「無理にでも連れてきなさい」(coge intrare; compelle intrare)という言葉をドナトゥス派異端に適用することが可能になり、その際に国家による迫害が導き出されることになった¹⁵。さらにはこの過程にともなって聖戦の観念が培われた。つまり、「義戦」が「神により権威づけられた戦争」(bellum Deo auctore)へと表現が変化するのである¹⁶。ここで注意すべきは、異端との戦争が異教徒との戦争に概念的に先立つということである。アウグスティヌスらの著作等をとおして明らかであるように、対異端十字軍の概念が対異教徒十字軍(聖地十字軍)の概念の変容であるという考え方方は成り立ちにくい¹⁷。

中世にはいると、アウグスティヌスの理論は異端にとってはより過酷なものとされて再び現れる。教会が武力と結びつく契機は、上でみたように古代の教父にまでさかのぼることができるるのであるが古代の司教たちが異端処罰に國家の支援を受け入れつつも武力まで用いることには同意しなかったのに対して、中世になるとやがて世俗権による死刑までも許容されるようになるのである。その過程を追ってみよう。

グレゴリウス改革期、教権が俗権に優越するという主張が提起されると、それにともなって、教皇側と皇帝側との間にパンフレット論争が展開する。教皇側の論客としてラウテンバッハのマネゴルト(Manegold)、ルッカのアンセルムス(Anselmus)、ストーリのボニツォ(Bonizo)らがおり、彼らは教会が正義のために戦争を行う権威をもっていることを強調する¹⁸。彼らの意見は12世紀になって教会法学の進展する過程で教会法の中に取り入れられていった。特にルッカのアンセルムスはグラティアヌス教令集に引用されている。グラティアヌス教令集は俗権の介入による異端処罰について論じている。みずから教会法学者であった教皇アレクサンデル三世(Alexander III)のもとで、異端に対する処遇が厳格な罰をもって規定されるようになる。1163年5月のトゥール教会会議第四カノン¹⁹では、異端帮助者にも破門が適用され、異端に対しては世俗の領主による投獄と

財産没収が定められた²⁰。このような教会当局が主導する物理的強制権は以後主張され続け、同じくアレクサンデルが催した1179年3月の第三ラテラノ公会議第二十七カノンでは、筆頭に名指されているカタリ派を含めた諸々の異端が断罪され、財産没収が宣告されている²¹。このカノンはおそらくアンリ・ド・マルシー(Henri de Marcy)の起草によると考えられるが、クレルヴォー修道院長の彼は、枢機卿にもなる人物で、前年の1178年にはラングドックへの教皇によって派遣された使節団に加わっていた。彼はアウグスティヌスの著作に通じており²²、異端に関するてもアウグスティヌスの強硬論を受け継いだといえるのではないだろうか。事実このカノンの中で、異端に対して武器を取るものには二年分の贍宥が認められ、十字軍士と同じく教会の保護のもとにおかれるとされた。やがて1181年に小規模な十字軍が実行に移されることになった。そして12世紀末に²³教皇座にインノケンティウス三世が登り、教皇庁によるカタリ派対策はいっそう活発化する。教皇の登位後二年目の1199年に教皇令「ウェルゲンティス・イン・セニウム」(*Vergentis in senium*)が発され、この中で異端がローマ法における大逆罪(crimen laesae maiestatis; Majestätsverbrechen; lèse-majesté)と等置されるようになった²⁴。これによって異端に対する処罰はインノケンティウスのもとでも補強されたのである。第三ラテラノ公会議第二十七カノンに続き、説得による正統側への取りこみから武力を用いての異端抑圧にいたるあらたな標石が据えられたといえるだろう。

3. 南フランスの異端への対応

教皇庁はこのように南フランス・ラングドック地方に強勢を誇ったカタリ派に関してどのような対策を試みたのであろうか。

ラングドック地方には、教皇庁からの使節がたびたび送り込まれている。このころの異端の矯正の役を担ったのはシトー派修道会士であり、その端緒を開いたのはクレルヴォー修道院長ベルナール(Bernard)であった。彼は1145年、教皇特使オステイア司教アルベリコ(Alberico)およびジョフロワ・ド・シャルトル(Geoffroy de Chartres)とともに、ボアティエからトゥールーズ、アルビへと赴いた。教皇エウゲニウス三世(Eugenius III)の依頼により、当時この地域に広がっていたアンリ派異端について調査し、正統信仰に引き戻すためであった。このころ当地方においてカタリ派はいまだ勢力を確立させてはおらず²⁵、カタリ派がこの地を席巻するのはこの直後、すなわち先に述べたサン・フェリックス・ド・カラマン会議の頃である。

数々の公会議や教会会議で異端を断罪する決定が下されてきたことは前節で述べたとおりであるが、カタリ派がはっきりとその姿を南フランスに現し、カトリック教会にとって無視できないほどの勢力を獲得した12世紀後半に教皇庁は本格的に対策を講じるようになる。1178年8月、アレクサンデル三世の命令にもとづき、シトー会士の教皇特使であったサン・グリゾゴノの司祭枢機卿ペトルス(Petrus)がラングドックへの使節を率いた²⁶。クレルヴォー修道院長アンリのほかに、ブルジュ大司教、ナルボンヌ大司教、ボワティエ司教、バト司教をともなっていた。これは1177年にトゥールーズ伯レモン5世(Raymond V)がシトー会に書簡を宛てて、彼の領域における異端の災厄を訴えたことに端を発する。彼はこの書簡の中で、聖職者は堕落してしまい無力である以上、靈の剣

ではなく世俗の剣を用いるのが適当であると主張する。そしてアンリは教皇に異端の猛威を報告し、ペトルスを派遣することを提案した。かくしてラングドックへの十字軍が決定されたのであるが、のちのアルビジョア十字軍の雑形がここにあるといえよう²⁷。1178年の使節団は異端を指揮していたピエール・モーラン(Pierre Moran)を告発し、公に改悛させた。

1179年3月、第三ラテラノ公会議が開かれ、前節でもみたとおり、第二十七カノンが異端禁圧を定めている。1181年にはアンリの主導のもと、小規模な十字軍が実行に移され、ラヴォールを包囲した²⁸。これはベジエ・カルカッソンヌ副伯ロジェ二世(Roger II)に対してのものであり、主として南フランスの領主たちによって構成されていた。

1184年10月ヴェローナ教会会議の第三カノン「アド・アボレンダム」(*Ad abolendam*)は、アレクサンデル三世によって取り入れられた考えをさらに展開したものであり、司教による異端審問制が創設され、世俗権はそれを支持するように定められた²⁹。

インノケンティウス三世は登位後、七人の教皇特使を次々と南フランスに派遣し³⁰、異端調査を重ね、一方に贖宥の約束、他方に破門・聖務停止の警告を発し続けたが、世俗の封建領主たちからの協力を得ることは難しかったようである³¹。1207年、教皇特使ピエール・ド・カステルノーは、すでに1195年にケレスティヌス三世(Celestinus III)によってすでに破門されていたトゥールーズ伯レモン六世を再び破門に付している。そしてこの特使が暗殺されることによって、その翌年の1209年、アルビジョア十字軍がおこされたのである。

インノケンティウスによってアルビジョア十字軍が從来の聖地十字軍と同等に位置づけられた。たとえばアルビジョア十字軍に従軍する者に対して、聖地十字軍と同様の贖宥が約束されたこと、負債の猶予が約束されたこと、またクレルモン公会議での第一回十字軍宣布以来くり返されてきた「使徒の座の保護のもとに」(sub protectione apostolice sedis)という表現がインノケンティウスによってアルビジョア十字軍についても聖地十字軍についても用いられていることなどである³²。さらにこれらに加えて、十字軍を指揮する教皇特使の任命も聖地十字軍と同じ特徴である³³。カタリ派に対する武力行使が実現しつつある時期になって、教皇庁の十字軍についての語彙の変化がみられる。つまり、「十字架の業」(negocium crucis)から「平和と信仰の業」(negocium pacis et fidei)へ。この語彙の変化が対異端戦争もが十字軍という制度に組み込まれたことを象徴している。

インノケンティウスは書簡の中で繰り返しこの「平和と信仰の業」という表現を多用しているが、ここで特に「平和」という言葉に注目するならば、教皇によって異端に対する武力行使の正当化が補強されるしくみが明らかとなるだろう。「平和」(pax)と「信仰」(fides)のうち、一方の「信仰」の方は明らかに教会が管掌する領域であるが、もう一方の「平和」は世俗の領域にも重なる。グラティアヌス教令集によれば、キリスト教社会の内部における俗権の役割とは信仰の保護と平和の擁立であるから、キリスト教社会の平和を乱す異端は「世俗の剣」によって排除されなくてはならない。したがってこの「平和」の概念が世俗諸侯を動かす大きな力を持つことになる。

南フランス各地でも、社会的なレベルで平和を求める動きが12世紀半ば頃から続く。1139年オーシュ(Auch)で司教が平和を宣言し、地方の支配層に対して自分たちに加わるようになり要請した。これに統いて、数々の都市や司教区などで同様の「平和の制度」(institutio pacis)が導入された³⁴。この経過は、この時期の南フランスが封建制の未熟な、

いわゆる「不完全封建制」とよばれる状況にあったとされる事実とともに記されるべきであろう³⁵。「神の平和」運動もこの文脈のもとに理解されるべきである。「神の平和」(Pax Dei)そして「神の休戦」(Treuga Dei)はクレルモン公会議(1095年)、第二、第三ラテラノ公会議(1139年、1179年)でも繰り返された³⁶のであるが、この平和を求める動きは、クレルモン公会議の十字軍宣布に知られるように、十字軍運動と同時進行していたのである。1195年に開かれたモンブリエ教会会議録は、ナルボンヌ地方における「神の休戦」、「神の平和」を確認すべく、平和の宣言とともに始まっている³⁷。従ってアルビジョア十字軍の開始前後の南フランスにおいて、11世紀以来の「神の平和」の理念は残存しており、平和の概念は人々に対して宗教的にアピールする力をもっていたといえるだろう³⁸。平和を維持するための正当な強制力が教会に帰されたのであるが、その強制力が武力に結びつくのであった³⁹。

元来は神学的な意味合いの「平和」が、12世紀末の教皇庁にとっては現実の南フランスにおいて回復されるべき「平和」と重なって意識されていたといえるのではないだろうか⁴⁰。またインノケンティウスはイングランド国王ジョン(John)とフランス国王フィリップ二世(Philippe II)との大陸領をめぐる争いに関して、1204年4月にフランスの高位聖職者に宛てて教皇令「ノーヴィット・イッレ」(Novit ille)⁴¹を発しており、この中でも平和侵犯の罪の重大性が強調されている。とりわけ平和に反して罪が犯された場合に(praecipue tamen cum contra pacem peccatur)、教皇が裁判を実行できるというのである⁴²。インノケンティウスによって南フランスへ派遣される教皇特使たちも、「平和と信仰」を広めることができとされていた⁴³。こうしていわゆるアルビジョア十字軍が「平和と信仰の業」とよばれるとき、この「平和」とは単に神との平和、人との平和を指すのみならず、むしろ社会全体の平和のことを意味していたといえるだろう。社会全体の平和がめざされる以上、平和侵犯者を鎮めるために俗権がもっている武力が求められたのであり、「平和と信仰の業」の言説はそのためのレトリックとして機能していたのである。

結論と展望

結局、カタリ派は当時の教皇庁から三つの点において異端と見なされたであろう。二元論の色が濃厚な教義上の異端であったこと、ローマ・カトリック体制にしたがわない「不服従の異端」であったこと、さらには平和侵犯者としての異端であったこと。これら三点によってカタリ派は教皇庁からみて、カトリック体制を脅かす存在と映ったであろう。ただし、前二点はカタリ派にはっきりとみとめられる特徴であるし、おそらくはカタリ派も自認していたであろうが、しかしながら第三番目にあげた平和を侵すことによって異端とされるということは、教皇庁によって世俗の武力を発動するために教皇庁によって用いられた論理であった。教皇庁が自覚していたか否かはさておき、「平和」という言葉がレトリックとして機能し、逆説的にも異端カタリ派に対する軍事行動を招来し、その行動を正当化したのである。

本稿はカタリ派がなぜアルビジョア十字軍という武力行使の対象となったのか、そしてその武力行使がいかにして正当化されたのかということを明らかにしようと論を進めてきた。これらの問題に対する回答は提示できたが、われわれはさらに異端が族生して

いた地域固有の状況、具体的にいうならば、そこにかかわるローマ教皇や世俗諸侯、大司教座や司教座など地方教会の利害関心等にも目を配ることが肝要である。たとえば、ローマ教皇は神聖ローマ皇帝権との競合上、12世紀をつうじて南フランスに強い関心を抱き続けており、特に都市モンブリエとの紐帯を強化した。それと連関して、ナルボンヌ大司教座、トゥールーズ伯のそれぞれの南フランスにおける宗教的、政治的リーダーシップは阻害されたのである⁴⁴。そしてこのことが異端の伸張を容易たらしめる一因となったということができよう。つまり、大司教の宗教的指導力が機能しないことによって、異端の教説の広がりを抑制できなくなり、また、トゥールーズ伯の政治的指導力の欠如により、異端を押さえるべき「世俗の腕」が無力になってしまったのである。しかも、領主層への異端の感染が容易になったのもこのことと関連するであろう⁴⁵。またカタリ派異端のもう一つの密集地である中・北イタリアの場合も、たとえば神聖ローマ帝国と教皇庁の政治的関係を考慮に入れなくてはならない⁴⁶。

このように特定地域・特定時期に固有な社会状況を視野に収めたときにはじめて、われわれは特定の地域・時期の異端「運動」を現実に即して把握できるのではないだろうか。

〈註釈〉

¹ 異端についての詳細な概念規定についてはここでは考察の対象としないが、本稿では次のように正統・異端を設定する。われわれが異端史研究の際に歴史上の現象として把握する二つの集団があるときに、当時のキリスト教世界において相対的に影響力がすぐれまた広汎にわたり、かつ歴史的にみてその影響力が永続した側を正統とし、当時その正統の側から「異端」と認識された側を異端とする。

² 体系的なカタリ派研究のモノグラフとしては、A. Borst, *Die Katharer* (Stuttgart 1953) (邦訳、アルノ・ボルスト著、藤代幸一訳「中世の異端カタリ派」〔新泉社、1975年〕); C. Thouzellier, *Catharisme et Valdeisme en Languedoc à la fin du XII^e et au début du XIII^e siècle* (Paris 1965); 渡邊昌美「異端カタリ派の研究 中世南フランスの歴史と信仰」(岩波書店、1989年)。

³ M. Lambert, *Medieval Heresy: Popular Movements from the Gregorian Reform to the Reformation* 2nd edn (Oxford; Massachusetts 1992), pp. 9-32. 11世紀の異端としては、1000年頃のシャーロン・シュール・マルヌ (Châlon-sur-Marne) の異端、1018年頃のアキテーヌ (Aquitaine) の異端、1022年のオルレアン (Orléans) の異端、1025年のアラス (Arras) の異端、1028年のモンテフォルテ (Monteforte) の異端、1043-48年のシャーロン・シュール・マルヌの異端、1051年のロートリンゲン (Lothringen) の異端などがある。Cf. R. I. Moore, *The Birth of Popular Heresy* (Toronto; Buffalo; London 1995, repr. of New York 1976), pp. 8-26; W. L. Wakefield & A. P. Evans, *Heresies of the High Middle Ages* (New York 1969), pp. 73-93.

⁴ 教皇庁の組織整備については、cf. I. S. Robinson, *The Papacy 1073-1198: Continuity and Innovation* (Cambridge 1990), pp. 1-291; C. Morris, *The Papal Monarchy: The Western Church from 1050 to 1250* (Oxford 1989), pp. 205-236, 527-549.

⁵ 教会裁判においては、12世紀に入ってから教皇のもとへの上訴が著しく増加するが、この上訴制度は教皇の首位権をあかしするものである。参照、関口武彦「ローマ教皇と情報」「歴史学研究」625号(1991年)、48-59頁。またテオクラシー理論については、cf. M. Pacaut, *La theocratie: L'Eglise et le pouvoir au Moyen Age* (Paris 1957) (邦訳、マルセル・パコー著、坂口昂吉、鶴見誠一訳「テオクラシー中世の教会と権力」〔創文社、1985年〕)。

⑥サン・フェリックス・ド・カラマンでの異端会議について、またその史料をめぐる論争については、渡邊前掲書326-365頁を参照。

⑦「不服従の異端」については、vgl. O. Hageneder, 'Der Heresiebegriff bei den Juristen des 12. und 13. Jahrhunderts,' in: *The Concept of Heresy in the Middle Ages (11th-13th C.)* (Leuven 1976), S. 42-103; 小田内隆「西欧中世における異端概念の諸相 第四ラテラノ公会議(1215年)までを中心に」『立命館文学』544号(1996年)、205-234頁、特に212-224頁を参照。

⑧教皇庁が異端についてどのような認識をもっていたのかについて研究するにはおびただしい量の教会文書を取り扱わねばならないし、教会法研究の領域にもまたがるため、わが国においては今のところ研究の深化はみられない。

⑨J.-P. Migne (éd.), *Patologia latina* (Paris 1844-1864), CXLV, col. 91: qui autem Romanae Ecclesiae privilegium ab ipso summo omnium Ecclesiarum capite traditum auferre conatur, hic procul dubio in haeresim labitur. Vgl. Hageneder, a. a. O., S. 62-65.

⑩したがって、教義の面での明瞭な逸脱がみとめられなくても異端とされるケースが生じた。たとえば、後述するヴェローナ教会会議(1184年)で破門の対象とされているフミーリアーティ(謙遜者団)やワルド派の場合がそうである。これらは教義面におけるカトリック信仰からの逸脱はみとめられないが異端とされている。教会の許しを得ない説教が異端とされたからである。

⑪「矛盾教会法令調和集」(*Concordia discordantium canonum*)のこと、「グラティアヌス教令集」とは通称である。

⑫以下、G. Sicard, 'Paix et guerre dans le droit canon du XII^e siècle,' in: *Cahiers de Fanjeaux 4, Paix de Dieu et guerre sainte en Languedoc au XIII^e siècle* (Toulouse 1969), pp. 72-90, cf. pp. 76-81.

⑬Ibid., p. 78.

⑭C. Erdmann, *Die Entstehung des Kreuzzugsgedankens* (Stuttgart 1935), vgl. S. 6. 両大戦期間のドイツで高揚するナショナリズムに反発して、エルトマンがこの書物を著したことにも留意すべきである。彼は十字軍思想の形成を、当該時期の著述家たちによる資料を分析することによって再構成しており、その方法上、理念面への偏りが大きいということは否めないものの、分析作業は綿密である。

⑮小田内前掲論文220頁。

⑯Erdmann, a. a. O., S. 6f.

⑰Ebd., S. 246. シカールは対異教徒十字軍が先立つと考えているように見受けられる。Cf. Sicard, *op. cit.*, p. 82.

⑱Erdmann, a. a. O., S. 212-249.

⑲J.-D. Mansi (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio* (Firenze; Venezia 1759-1798), XXI, col. 1177.

⑳それ以前では、1119年7月のトゥールーズ教会会議第三カノン(*ibid.*, XXI, col. 226sq.)でブリュイのペトルス(Petrus)の一派に対する非難の中に、異端とその支持者が世俗の裁判権に委ねられるべきことが定められており、1139年4月の第二ラテラノ公会議第二十三カノン(*ibid.*, col. 532)でも同様の規定が盛り込まれている。さらに、1157年10月のランス教会会議第一カノン(*ibid.*, col. 843)では、異端の頭目は終身禁固の、異端支持者は焼き印と国外追放の罰が定められている。特にランス教会会議で言及されている異端はカタリ派異端を指している。

㉑*Ibid.*, XXII, coll. 231-233: alii Catharos, alii Patrinos, alii Publicanos, alii aliis nominibus vocant... Confisceturque eorum bona et liberum sit princibus hujusmodi homines subjicere servituti.

㉒Cf. Y.-M.-J. Congar, 'Eglise et Cité de Dieu chez quelques auteurs cisterciens à l'époque des Croisades,' in: *Mélanges offerts à Etienne Gilson* (Toronto; Paris 1959), pp. 173-202. またアンリについては、*idem, Henri de Marcy, abbé de Clairvaux, cardinal-évêque d'Albano et légat pontifical* (*Studia Anselmiana 43, Analecta monastica 5*, Roma 1958)が詳しいようであるが、資料が入手できず、ここでは参照で

きなかった。

²³ その間1184年に教皇ルキウス三世(Lucius III)が神聖ローマ皇帝フリードリヒ一世の協力のもとにヴェローナに教会会議を開き、「アド・アボレンドム」(Ad abolendam)で知られる第三カノン(Mansi, *op. cit.*, XXII, col. 477)においてカタリ派、フミーリアーティ、ワルド派を断罪した。

²⁴ L. Kolmer, 'Christus als Majestät: Von der Lex »Quisquis« (397) bis zur Dekretale »Vergentis« (1199)', in: H. Mordek (Hg.), *Papsttum, Kirche und Recht im Mittelalter: Festschrift für Horst Fuhrmann zum 65. Geburtstag* (Tübingen 1991), S. 1-13; Hageneder, *a. a. O.*, S. 88-98.

²⁵ このときペルナルルらが直面した異端がカタリ派であったのかどうかははっきりしない。史料に現れるアリウス派(Ariani)、また織布工(textores)がカタリ派を指示しているとはグリフらの主張であるが、一方ムーアらは、ペルナルルの一一行が目撃したのはアンリに直に結びつく者たちであったとして、その意見には反対している。Cf. E. Griffe, *Les débuts de l'aventure cathare en Languedoc 1140-90* (Paris 1969), pp. 21-52; R. I. Moore, 'St. Bernard's Mission to the Languedoc in 1145,' in: *Bulletin of the Institute of Historical Research* 47 (1974), pp. 1-10. いずれにせよ当時カタリ派はすでにある程度の影響力をもっていたということは否定できない。

²⁶ Thouzellier, *op. cit.*, pp. 19-23.

²⁷ *Ibid.*, p. 20. また、トゥールーズ伯の要請があったということにも注意すべきである。トゥールーズ伯のイニシアチブによって十字軍の概念が変化したともいえるのである。

²⁸ R. Foreville & J. Rousset de Pina, *Du premier Concile du Latran à l'avènement d'Innocent III (Histoire de l'église depuis les origines jusqu'à nos jours* 9, Paris 1953), pp. 348-349.

²⁹ *Ibid.*, pp. 349-350; W. L. Wakefield, *Heresy, Crusade, and Inquisition in Southern France 1100-1250* (London 1974), p. 86.

³⁰ レニエ(Rainier)、ギイ(Gui)、ジャン・ド・サン・ポール(Jean de Saint Paul)、ピエール・ド・カステルノー、ラウル(Raoul)、アルノー・アモーリ(Arnaud Amaury)、ミロ(Milo)らが交替を含めて派遣された。

³¹ ただし、モンブリエ、カルカッソンヌ、アルルの町が異端関係者を公職から追放することを決定している。

³² 以上、R. Foreville, *Le Pape Innocent III et la France* (Stuttgart 1992), pp. 255-260; *idem*, 'Innocent III et la croisade Albigéens,' in: *Cahiers de Fanjeaux* 4, *op. cit.*, pp. 184-217, cf. pp. 193-202. なおアルビジョア十字軍の贖宥の約束はいくつあるが、その一つに1208年10月9日のものとして、Migne, *op. cit.*, CCXV, coll. 1469sq. がある。

³³ Cf. Sicard, *op. cit.*, p. 83.

³⁴ 1156年のエルヌ(Elné)、1163年頃のトゥールーズ(Thoulouse)、1170年のコマンジュ(Cominges)司教区、1169年または1170年のロデズ(Rodez)司教区、1170年頃のベジエ(Beziers)司教区、1171年のアルビ(Albi)司教区、1173年のルシヨン(Roussillon)地方、そしておそらく1170年頃のマンド(Mende)司教区など。Th. N. Bisson, 'The Organized Peace in Southern France and Catalonia, ca. 1140-ca. 1233,' in: *American Historical Review* 82 (1977), pp. 290-311, cf. pp. 296f.

³⁵ *Ibid.*, p. 290

³⁶ クレルモン公会議に関しては、Mansi, *op. cit.*, XX, coll. 816 et 886, 第二ラテラノ公会議に関しては、*ibid.*, XXI, coll. 530sq., 第三ラテラノ公会議に関しては、*ibid.*, XXII, col. 230.

³⁷ Mansi, *op. cit.*, XXII, col. 667.

³⁸ M.-H. Vicaire, '〈L'affaire de paix et de foi〉 du Midi de la France,' in: *Cahiers de Fanjeaux* 4, *op. cit.*, pp. 102-127, cf. p. 125. またM. コステンも同様の指摘をしている。Cf. M. Costen, *The Cathars and the Albigensian Crusade* (Manchester; New York 1997), p. 24. さらに江川温「『神の平和』運動と十二世紀カバー王権」『史林』62巻1号(1979年)、47-71頁、特に55頁も参照。

³⁹ Erdmann, *a. a. O.*, S. 51-85.

⁴⁰ 従来インノケンティウス三世については、この教皇の法學的素養が強調されてきたが、最近では神學的素養を重視する傾向にある。Vgl. W. Imkamp, *Das Kirchenbild Innocenz' III. (1198-1216)* (Stuttgart 1983), *passim*。したがってインノケンティウスの一般的な政治手腕はもちろんのこと、彼の異端対策を検討する際にも、教義面や教会論の枠組みでのこの教皇の考え方を再構成する必要があるのではないだろうか。

⁴¹ Migne, *op. cit.*, CCXV, coll. 325-328.……

⁴² *Ibid.*, col. 327.

⁴³ Vicaire, *op. cit.*, p. 105.

⁴⁴ 印出忠夫「12世紀ラングドックにおける『グレゴリウス危機』後の聖俗関係 ナルボンヌ、モンブリエの事例を中心に」『弘前大学教養部文化紀要』41号(1995年)、27-63頁、特に48-54頁を参照。

⁴⁵ 南フランスのカタリ派がどのような社会層に浸透したのかについては、ボルスト前掲書94頁；渡邊前掲書366-393頁を参照。カタリ派は特定の社会階層との強い結びつきがあるとはいがたい。領主層にまで浸透していたという点は、南フランスのカタリ派についての特筆すべき徵である。

⁴⁶ H. G. Walter, 'Ziele und Mittel päpstlicher Ketzerpolitik in der Lombardei und im Kirchenstaat 1184-1252,' in: P. Segl (Hg.) *Die Anfänge der Inquisition im Mittelalter* (Köln; Weimar; Wien 1993), S. 103-130; D. M. Webb, 'The Pope and the cities: anticlericalism and heresy in Innocent III's Italy,' in: *Studies in Church History Subsidia IX*, D. Wood (ed.), *The Church and Sovereignty* (Oxford 1991), pp. 135-152. 先にふれたインノケンティウス三世が発した教皇令「ウェルゲンティス・イン・セニウム」は、教皇領の都市ヴィテルボ(Viterbo)にむけられている。前年にヴェローナ(Verona)で発された教皇令が異端者を公職から排除したのに対して、この教皇令では、異端の帰依者(credentes)とともに異端幫助者(fautores)にも適用されている。Cf. *ibid.*, p. 139.